

第三条の八 法第十六条の四ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第九条の四の二第十号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第十六条の四本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。
(定期事業者検査の実施時期)

第三条の九 定期事業者検査は、加工施設について、定期事業者検査が終了した日以降十二月を超えない時期（判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）ごとにを行うものとする。ただし、加工施設の設置の工事の後の初回の定期事業者検査については、その使用が開始された日以後十二月を超えない時期に行うものとする。

2 前項の判定期間は、原子力規制検査において、加工施設（当該加工施設を構成する機械又

時期は行うことかであります。

4 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかるわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

二 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

無及て有意な劣化がある場合にはその劣化の
傾向

二 加工施設の耐久性に関する研究の成果その
他の研究の成果

三 加工施設に類似する機械又は器具の使用実
績(当該加工施設との材料及び使用環境の相
違を踏まえたものに限る。)

4 第二項の一定の期間は、十二月以上としなけ
ればならない。

5 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開
始する日の三月前までに設定しなければならな
い。これを変更しようとするときも同様とす
る。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合
については、この限りでない。

6 定期事業者検査を行うに当つては、あらか
じめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事
項を定めた検査実施要領書を定めるものとす
る。

2
を除く。) を開始しようとするときとする。
法第十六条の五第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにつきては検査は遅滞なく、前項に規定するにつきては検査開始予定日の一月前まで(第三条の十第二項の一定の期間(以下この条において単に「一定の期間」という。)を定め、又は変更(一定の期間を短縮する場合を除く。)をした場合は三ヶ月前まで)に、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人につきては、その代表者の氏名
二 加工施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
三 検査の対象及び方法並びに期日
四 検査の実績又は予定の概要

四 加工施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五 加工施設の変更の工事であつて、第三条の二の二第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

第三条の六の二 削除

第三条の六の三 削除

(使用前確認証)

第三条の七 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第三条の五の規定による申請に係る加工施設が法第十六条の三第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

(路上荷台下の取扱いの准許)

第三回 定期検査と点検 第三章 機械の定期検査

により行うものとする。

一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するためには十分な方法

二 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該加工施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一 加工施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有

十 検査記録の管理に関する事項
十一 検査に係る教育訓練に関する事項
定期事業者検査の結果の記録は、その加工施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

(廃止措置中において定期事業者検査をする場合)

第三条の十二 法第十六条の五第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第九条の四の二第十号の性能維持施設が存在する場合とする。

(定期事業者検査の報告)

第三条の十三 法第十六条の五第三項の原子力規制委員会規則で定めるときは、定期事業者検査(第三条の二第二項の規定を適用して行うる)の

加工施設を核燃料物質を用いた試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。」が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。

二 次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査を行うべきもの

二 定期事業者検査の都度、技術基準に適合するよう補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの

三 次のいずれかに掲げるもの

三 直近の定期事業者検査が終了した年月日 及び所在地

四 定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

前項の申請書には、申請に係る加工施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
(定期事業者検査の実施)

(定期事業者検査の記録)
第三条の十一 定期事業者検査の結果の記録は、
次に掲げる事項を記載するものとする。
一 検査年月日
二 検査の対象
三 検査の方法
四 検査の結果
五 検査を行つた者の氏名
六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じ
たときは、その内容
七 検査の実施に係る組織
八 検査の実施に係る工程管理
九 検査において役務を供給した事業者がある

第一項に規定するときにおける前項の報告書

には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

二 加工施設及び第七条の四第一項の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める
同項第三号の施設管理目標

三 同項第三号の施設管理目標 第七条の四第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日をいう。第七条の四第一項

第四号イにおいて同じ。) 及び期間
口 加工施設の工事の方法及び時期

八 加工施設の点検、検査等（以下この号及び第七条の四第一項第四号において「点検

等」というこの方法、実施頻度及び時期
二 加工施設の工事及び点検等を実施する際
二行う保全の確保の二つの品質

四 第三条の十二第二項に規定する判定する方法は行方保安の確保のための措置を認める。(一定の期間を含む。)。

五 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変

更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類

六 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を

行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類

七 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものご限る。）に変更があつた。

た場合にあつては、第三条の十第三項各号に掲げる事項について記載した書類

4 前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつて

は、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第三条の十第三項各号に掲げる事項について記載して書類を提出する。

6
名号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。

は、正本一通とする。
(合併及び分割の認可の申請)

第四条 法第十八条第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割を

三 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により加工の事業の全部を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 加工の事業に係る工場又は事業所の名称及び所在地

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

力規制委員会に提出しなければならない。

三 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により加工の事業の全部を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 合併又は分割の方法及び条件

五 合併又は分割の理由

六 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

七 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し

二 合併後存続する法人又は吸収分割により加工の事業を承継する法人が現に加工事業者でない場合にあつては、その法人の定款、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三 前号に規定する法人が現に行つてゐる事業の概要に関する説明書

四 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により加工の事業の全部を承継する法人の定款並びに役員となるべき者の氏名及び履歴

五 前号に規定する法人が法第十五条规定第一号、第二号及び第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人の合併の日又は分割により加工の事業の全部を承継する法人の分割の日以後五年内の日を含む毎事業年度における加工の事業の資金計画及び事業の收支見積り

七 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

八 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

三 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
(変更等の届出)

項、第十七条及び第十九条第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

第十六条第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動

（線量等に関する措置）

条の二第一項の規定によ

(6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行つた結果

第一項の表一二〇の線量当量並びに同号及び二の線量は、しそぞ原子力規制委員会の見解である。

第一頁の表第二号ハ、又びドリ泉量を記録する
定めることにより記録するものとす。

放射能濃度確認対象測定及び評価に係る記録

(1) 放射性物質の放射能濃度の測定条件

104

113

(2) 放射能濃度の測定結果

104

104

(3) 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行なう。

中の放射能濃度の測定を行った結果

104

(4) 測定に用いた放射線測

定装置の点検・校正・保守・管理を行つた結果

104

(5) 放射能濃度確認対象物

の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目

卷之三

八 放射能農度確認対象物の

結果に係る記録

絶異に倣る詩鏡

<p>2 前項に規定する記録事項について直接測定することが困難な場合においては、当該事項を間接的に推定することができる記録をもつてその事項の記録に代えることができる。</p> <p>3 第一項の表第二号の線量當量並びに同号ハ及び二の線量は、それぞれ原子力規制委員会の定めるところにより記録するものとする。</p> <p>4 第一項の表第二号ハ及びホの線量を記録する場合には、放射線による被ばくのうち放射性物質によつて汚染された空気を呼吸することによる被ばくに係る記録については、その被ばくの状況及び測定の方法を併せて記載しなければならない。</p> <p>5 第一項の表第二号ハから今までの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなつた場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において加工事業者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。</p> <p>6 加工事業者は、第一項の表第二号ハから今までの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。</p> <p>7 第一項の表第二号チ及びリ、第四号、第九号並びに第十号の記録の保存期間は、法第二十二条の八第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。</p> <p>(電磁的方法による保存)</p> <p>第七条の二 法第二十一条に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法)その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいふ。以下同じ。により記録することにより作成し、保存することができる。</p> <p>3 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして、前条第一項の表の下欄に掲げる期間保存しておかなければならぬ。</p> <p>(品質マネジメントシステム)</p> <p>第七条の二の二 法第二十二条の二第一項の規定により、加工事業者は、法第十三条第一項又は</p>	<p>れた後十年間</p> <p>第十六条第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動(第七条の二の九から第七条の八までに規定する措置を含む。)の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。</p> <p>第七条の二の三から第七条の二の八まで (管理区域への立入制限等)</p> <p>第七条の二の九 法第二十二条の二第一項の規定により、加工事業者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならぬ。</p> <p>一 管理区域については、次の措置を講ずること。</p> <p>イ 壁、柵等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。</p> <p>ロ 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。</p> <p>ハ 床、壁その他の人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める表面密度限度を超えないようすること。</p> <p>二 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品(その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度がハの表面密度限度の十分の一を超えないようすること。</p> <p>二 保全区域については、標識を設ける等の方法によつて明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に応じて人の立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の措置を講ずること。</p> <p>三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。</p> <p>イ 人の居住を禁止すること。</p> <p>ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第七条の三 法第二十二条の二第一項の規定によつて、加工事業者は、放射線業務従事者の線量等に關し、次の各号に掲げる措置を採らなければならぬ。

一 放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようとすること。

二 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようとすること。

前項の規定にかかるわらず、加工施設に灾害が発生し、又は発生するおそれがある場合、加工設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれのある加工施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合には、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を加工事業者に書面で申し出た者に限る。）をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に從事させることができる。

前項の規定により緊急作業に從事させることができの放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならぬ。

一 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に從事する意思がある旨を加工事業者に書面で申し出た者であること。

二 緊急作業についての訓練を受けた者であること。

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

（加工施設の施設管理）

ることができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」といふ。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

四 見張人に、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への人の侵入を監視するための装置の有無並びに防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域を巡視させること。

五 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 業務上防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に常時立ち入ろうとする者については、当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたりと証明する書面等（以下この項において「証明書等」という。）を発行し、当該立入の際に当該証明書等を所持させること。

ロ 防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ろうとする者（イに掲げる証明書等を所持する者（以下「常時立入者」という。）を除く。）については、その身分及び当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域への立入りの必要性を確認

の上、当該者に証明書等を発行し、当該立入の際に当該証明書等を所持させることが、当該防護区域に立ち入る場合は、当該防護区域内において常時立入者を行なわせること。

ハ 口に掲げる証明書等を所持する者が防護区域に立ち入ることが必要である場合は、立入制限区域に立ち入ることが特に必要である場合は、この限りでない。

六 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への業務用の車両以外の車両の立入りを禁止すること。ただし、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ることが特に必要

な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

七 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ駐車場を設置し、防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車させること。ただし、当該駐車場の外に駐車することは、この限りでない。

八 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口においては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれていたりと見受けられるものを除く。の持込み及び特定核燃料物質（持出しの必要性が認められるもの）の持出しが行われないよう

に点検を行うこと。

ロ 第五号イ及びロに掲げる証明書等を所持する者が物品を防護区域に持ち込み又は防護区域から持ち出そうとする場合は、当該防護区域の出入口において、イの点検のほか、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、金属を検知することができる装置及び特定核燃料物質を検知することができる装置を用いて点検を行うこと。

ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者に報告させること。

二 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その日の作業の終了後に、その取扱いに係る特定核燃料物質並びに設備及び装置について点検を行なわせ、当該点検において、当該特定核燃料物質又は設備若しくは装置について異常が認められた場合には、その旨を、あらかじめ指定した者に報告させること。

三 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質は、防護区域内に置くこと。

六 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口に施錠すること。

七 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ駐車場を設置し、防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車させること。ただし、当該駐車場の外に駐車することは、この限りでない。

九 いずれの場合にも該当するときは、この限りでない。

十 限ること。

十一 人の侵入を監視するための装置（以下この号において「監視装置」という。）を設置すること。

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十三 中央制御室については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 壁は、容易に破壊されないものであること。

ロ 出入口の扉は、鉄製その他の堅固体と

であることを確認の上当該施設に立ち入りを許すこと。

十四 加工施設及び特定核燃料物質の防護のため必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないよう、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十五 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応でききるように適切な計画（第九条第一項において

られない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

口 通知すること。

口 関係機関に運搬の日時及び経路を事前に

の号において「監視装置」という。）を設置する場合は、次に掲げるところによるること。

イ 監視装置は、人の侵入を確実に検知して人の侵入を検知して表示することができる装置を設置すること。

ロ 監視装置を構成する装置であつて人の侵入を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十一 人の侵入を監視するための装置（以下この号において「監視装置」という。）を設置すること。

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十三 中央制御室については、次に掲げる措

置を講ずること。

イ 壁は、容易に破壊されないものであること。

ロ 出入口の扉は、鉄製その他の堅固体と

であることを確認の上当該施設に立ち入りを許すこと。

十四 加工施設及び特定核燃料物質の防護のため必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないよう、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十五 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応でききように適切な計画（第九条第一項において

護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」にと、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第八号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口においては、次に掲げる措置を、立入制限区域の出入口においては、次のハに掲げる措置」と、同項第十一号中「防護区域内若しくは周辺防護区域内」とあるのは「防護区域の出入口においては、次に掲げる措置を、立入制限区域の出入口においては、次のハに掲げる措置」と、同項第十二号中「防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設」と、同項第十八号中「防護区域内又は周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第十九号中「防護区域内、周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十五号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質(同表第四号ハに掲げる物質及び同表第五号に掲げる物質のうち照射された同表第四号ハに掲げる物質に係るもの(照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。)を除く。)を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

〔防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域〕とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内に」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十五号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号へ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（昭射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱ふ場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一 防護区域を定めること。

二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域を柵等の障壁によつて区画すること。

三 防護区域の出入口において、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、特定核燃料物質（持出しの必要性が認められるものを除く。）の持出しが行われないよう、特定核燃料物質を検知することができる装置等を用いて点検を行うこと。ただし、出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置した場合は、この限りでない。

四 見張人に防護区域及び立入制限区域の出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠した場合は、当該出入口については、この限りでない。

五 特定核燃料物質が貯蔵され又は保管廃棄されている施設（以下この号において「貯蔵施設等」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 貯蔵施設等に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該貯蔵施設等に立ち入ることを認めた者以外の者の当該貯蔵施設等への立ち入りを禁止すること。

ロ 見張人に、貯蔵施設等への人の侵入を監視するための装置の有無並びに貯蔵施設等の連絡は、二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようすること。

周辺を巡視させること。

六 特定核燃料物質の防護に関する関係機関との連絡は、二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようすること。

（保安規定
第八條 法第

- 第八条** 法第二十二条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二 品質マネジメントシステムに関すること。（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第一号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）

三 加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

四 核燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに核燃料取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

五 加工施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関するること。

(2) 加工施設の構造、性能及び操作に関する事項

(3) 放射線管理に関する事項。

(4) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関する事項。

(5) 非常の場合に講ずべき処置に関する事項。

ハ その他の加工施設に係る保安教育に関する事項

六 加工施設の操作に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 加工施設の操作を行う体制の整備に関する事項。

ロ 加工施設の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項

九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。

十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。

十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び加工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）

十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置に関すること。

十七 加工施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告書（第九条の十六各号に掲げる事故、故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十八 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告書（第九条の十六各号に掲げる事故、故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十九 加工施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。

二十 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の加工事業者との共有に関すること。

二十一 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十二 廃止措置の管理に関すること。

二十三 その他加工施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項

前項の場合において第一項本文の規定を準用する。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通とする。

第八条の二及び第八条の三 削除

（核燃料取扱主任者の選任等）

第八条の四 法第二十二条の二第一項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第二項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通とする。

法第二十二条の二第一項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

法第二十二条の二第一項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

法第二十二条の六第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び核物質防護規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二 核セキュリティ文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三 特定核燃料物質の防護に関する業務に従事する者の職務及び組織に関すること。

四 防護区域（第七条の九第一項の表第一号では第二号の特定核燃料物質を取り扱う工場等は事業所にあつては、防護区域及び周辺防護区域。次号において同じ。）及び立入制限区域の設定並びに巡視及び監視に関すること。

五 防護区域及び立入制限区域に係る出入管理に関すること。

六 特定核燃料物質の管理に関すること。

七 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の整備及び点検に関すること。

八 情報システムセキュリティ計画に関すること。

九 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の整備に関すること。

十 非常の場合の対応に関すること。

十一 連絡体制の整備に関すること。

十二 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に関する情報の管理に関すること。

業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、加工施設の工事の後、定期事業者検査を行つてないものにあつては、その使用が開始された日以降六月を超えない時期とする。

(評価の結果等の届出)

第九条の三の三 法第二十二条の七の二第三項の規定による届出をしようとする者は、同条第一項の評価(以下「安全性向上評価」という)をした後、遅滞なく、当該安全性向上評価の結果、当該安全性向上評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める項目(以下「評価の結果等」という)を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 前項の提出部数は、正本一通とする。

(届出事項)

第九条の三の四 法第二十二条の七の二第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 安全性向上評価に係る加工施設の名称及び所在地

(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)

第九条の三の五 法第二十二条の七の二第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 加工施設において予想される事故の発生及び拡大の防止(以下この号において「事故の発生の防止等」という。)のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ 当該加工施設について、技術基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

ロ 当該加工施設について、法第二十二条第六項の認可又は変更の認可を受けた保安規定により確認することとされている措置に定められる措置が講じられていること。

ハ 当該加工施設において、加工施設における安全に関する最新の知見を踏まえつゝ、自ら安全性の向上を図るために及びの規定により確認することとされている措置に加えて講じた措置の内容及びその措置による事故の発生の防止等の効果

二、重大事故の発生に至る可能性がある場合

一 前号に掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合

には、その可能性に関する事項について、発生する可能性のある事象の調査、分析及び評価を行い、その事象が発生した場合の被害の程度を評価する手法その他の重大事故の発生に至る可能性に関する評価手法により確認すること。

(評価の結果等の公表)

三 前二号により確認した内容を考慮して、当該加工施設の全体に係る安全性についての総合的な評定を行うこと。

第九条の三の六 法第二十二条の七の二第五項の規定による公表は、同条第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(廃止措置として行うべき事項)

第九条の四 法第二十二条の七の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、加工施設の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄及び第七条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

(廃止措置実施方針に定める事項)

第九条の四の一 法第二十二条の七の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 廃止措置の対象となることが見込まれる加工施設及びその敷地

四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

五 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し

六 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去(核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む)

七 廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質による汚染の除去

八 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

九 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十 廃止措置に係る放射線被ばくの管理

十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十四 廃止措置の工程

十五 廃止措置実施方針の変更の記録(作成若しくは変更又は第九条の四の四の規定に基づく見直しを行つた日付、変更の内容及びその理由を含む)

(廃止措置実施方針の公表)

第九条の四の二 法第二十二条の七の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 廃止措置の対象となることが見込まれる加工施設及びその敷地

四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

十一 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達方法

(廃止措置実施方針の公表)

十二 廃止措置の実施方法

十三 廃止措置の実施体制

十四 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関するシステム

十五 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

十六 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

十八 廃止措置の実施体制に関する説明書

十九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

二十 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

(廃止措置計画の認可の申請)

第九条の五 法第二十二条の八第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 廃止措置対象施設及びその敷地

四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

五 性能維持施設

六 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

七 核燃料物質による汚染の除去

八 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

九 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十 廃止措置の工程

十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

工設備本体から取り出していることを明らかにする資料

一 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生する事故の種類、程度、影響等に係る説明書

二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図

三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生する事故の種類、程度、影響等に係る説明書

五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方針に関する説明書

六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

八 廃止措置の実施体制に関する説明書

九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第九条の六 法第二十二条の八第三項において記載された準用する法第十二条の六第三項の認可を受けるようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項

四 変更の理由

2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第九条の七 法第二十二条の八第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第二十二条の八第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変

四 核燃料物質による汚染が生じた場合には、速やかに、その広がりの防止及び除去を行うこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

(報告の徴収)

第十条 加工事業者は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一による報告書を、気体状、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等並びに放射線業務従事者の一年間の線量分布に係るものにあつては、毎年四月一日からその翌年の三月三十日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

前項の報告書の提出部数は、正本一通とする。(電磁的記録媒体による手続)

第十二条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいふ)に係る記録媒体をいふ。別記様式第一において同じ。)及び別記様式第二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行なうことができる。

一 第八条の四第三項の書類
二 第九条の二第二項の書類
三 前条第一項の報告書

附 則

この府令は、公布の日から施行する。
(施行期日)
附 則 (昭和四二年八月一日総理府令第
三七号)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条から第六条までの規定は、昭和四十二年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年七月二〇日総理府令第
四三号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四五六年九月二十四日総理府令第
三四号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年九月五日総理府令第
五六号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五二年一〇月一五日総理府令第
四二号)

この府令は、昭和五十三年一月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年一月三〇日総理府令第
一号)

この府令は、昭和五十三年一月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年六月一八日総理府令第
二九号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年一月二六日総理府令第
五七号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年一月三〇日総理府令第
一号)

この府令は、昭和五十三年一月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年六月一八日総理府令第
二四号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年一月二六日総理府令第
一九号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年一月二八日総理府令第
五六号)

この府令は、昭和五十三年三月三十一日までに作成する報告書について適用し、同日前の規定期間について作成する報告書については、なお

規定期間は、昭和六十四年四月一日以後の期間について作成する報告書について適用し、同日前の規定期間について作成する報告書については、なお

規定期間について作成する報告書については、なお

この府令は、原子力基本法等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第八十六号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(昭和五十四年一月四日)から施行する。

附 則 (昭和五五年一〇月二十四日総理府令第
五二号)

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第四十三号)の施行の日(昭和五十五年十一月十四日)から施行する。

附 則 (昭和五五年一〇月二四日総理府令第
五六号)

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第四十三号)の施行の日(昭和五十五年十一月十四日)から施行する。

附 則 (昭和五九年六月一八日総理府令第
二九号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年一月二六日総理府令第
五七号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年一月三〇日総理府令第
一号)

この府令は、昭和五十三年一月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年六月一八日総理府令第
二四号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年一月二六日総理府令第
一九号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年一月二八日総理府令第
五六号)

この府令は、昭和五十三年三月三十一日までに作成する報告書について適用し、同日前の規定期間について作成する報告書については、なお

規定期間について作成する報告書については、なお

規定期間について作成する報告書については、なお

規定期間について作成する報告書については、なお

規定期間について作成する報告書については、なお

規定期間について作成する報告書については、なお

規定期間について作成する報告書については、なお

規定期間について作成する報告書については、なお

規定期間について作成する報告書については、なお

規定期間について作成する報告書については、なお

この府令は、原子力基本法等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第八十六号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(昭和五十四年一月四日)から施行する。

附 則 (昭和五五年一〇月二十四日総理府令第
五二号)

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第四十三号)の施行の日(昭和五十五年十一月十四日)から施行する。

附 則 (昭和五五年一〇月二四日総理府令第
五六号)

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第四十三号)の施行の日(昭和五十五年十一月十四日)から施行する。

附 則 (昭和五九年六月一八日総理府令第
二九号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年一月二六日総理府令第
一九号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年一月二八日総理府令第
五六号)

この府令は、昭和五十三年三月三十一日までに作成する報告書について適用し、同日前の規定期間について作成する報告書については、なお

規定期間について作成する報告書については、なお

る規則第十条第一項、使用済燃料の再処理の事

業に関する規則第二十一条第一項及び核燃料物

質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄

物埋設の事業に関する規則第二十七条第一項の

規定は、昭和六十四年四月一日以後の期間につ

いて作成する報告書について適用し、同日前の

規定期間にについて作成する報告書については、なお

規定期間について作成する報告書については、なお

る。

(特定核燃料物質の防護のための区域における特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する経過措置)

第二条 この規則の施行の際現に次の表の第一欄に掲げる規定による核物質防護規定の認可を受けている者は、公布の日から起算して一年を経過するまでに、それぞれこの規則による改正後の同表の第二欄に掲げる規則の同表の第三欄に掲げる規定に掲げる事項について、核物質防護規定の変更の認可を申請しなければならない。

この場合において、当該期間内に当該申請がされたときは、特定核燃料物質の防護のために区域における特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があるまでの間は、同表の第四欄の規定にかかわらず、なお従前の例による。

事業に関する規則 (施行期日) この規則は、公布の日から施行する。	附 則 (平成三一年三月一四日原子力規制委員会規則第二号) この規則は、令和元年七月一日から施行する。
附 則 (令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号) 抄 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。	附 則 (令和元年七月一日から施行する。 附 則 (令和二年三月一七日原子力規制委員会規則第一二号) 抄 この規則は、令和元年九月十四日から施行する。
第一 条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。 (経過措置)	第一 条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による使用前検査（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う規格規則の整備等に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十六号。附則第十三条において「平成二十五回設置等規則」という。）第十三条の規定に係るものに限る）に合格しているもの（第三項において「新規制基準適合試験研究用等原子炉施設」という。）について、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、直近の施設定期検査が終了

した日以降十二月を超えない時期（施行日の前日において施設定期検査を受けている場合にあつては、施行日から十二月を超えない時期）に行うものとする。

2 この規則の施行の際現に設置されている試験研究用等原子炉施設であつて、旧法第四十三条の三の二第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、施行日から十二月を超えない時期に行うものとする。

3 施行日の前日において施設定期検査を受けていた試験研究用等原子炉施設（新規制基準適合試験研究用等原子炉施設を除く。）については、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

第四条 施行日の前日において旧法第十六条の五、第四十六条の二の三又は第五十一条の十の施設定期検査を受けている加工施設、再処理施設又は廃棄物管理施設について、この規則の施行後最初に行うべき新法第十六条の五第一項、第四十六条の二の二第一項又は第五十一条の十第一項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

第五条 この規則の施行の際現に設置されている発電用原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第八条第四項において「令」という。）第一条に規定する研究開発段階発電用原子炉（以下単に「研究開発段階発電用原子炉」という。）に係るものに限る。)であつて、旧法第四十三条の三の三十四第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第四十三条の三の十六第一項の検査は、直近の施設定期検査（旧法第四十三条の三の十五の施設定期検査をいう。）が終了した日以降十三月を超えない時期に行うものとする。

第六条 附則第三条第三項又は第四条の規定に基づき施行後直ちに行う検査については、新試験炉規則第三条の十二第二項の規定（同条第一項に規定するときに係るものに限る。）、新加工規則第三条の十二の二第二項の規定（同条第一項に規定するときに係るものに限る。）、新廃棄物管

則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ「第一号検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは、「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間」と、同号核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第一号及び第三号ハ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同表第七号中「次の改定の後三年間」とあるのは、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録の作成後三年が経過するまでの期間」と読み替えるものとする。

「(気体の)活性化エネルギーに含まれる熱力学的食事の構造」及び「液体状の飲料熱力学に含まれる熱力学的食事の構造」について

- 「(固形の)食事」は、併存する位置に配置すること。
 - 「(固形の)食事」は、併存する位置に配置すること。
- 熱力学又は時間的尺度を有するが、前述論議の結果及び液体状の飲料熱力学に含まれる熱力学的食事の構造を示す場合、「(液体)実質無限大」と記載すること。
- 記載する場合は、有理数学式、算術表示式など。
- 「(液体の)食事」は、併存する位置に配置すること。
- 「(液体の)食事」は、併存する位置に配置すること。
- 1.002及び0.001の間に、を並びて記載すること。
 - 1.002及び0.001の間に、を並びて記載すること。
- 併存する場合は、記載すること。
- 併存する場合は、記載すること。

記載すること。

3 「気体状、液体状及び固体状の放射性調査物の投管量等」について
 ① 気体状の放射性調査物は、80キログラムボンベの本数で記載すること。
 ② 80キログラムボンベに入っていないものに関しては、80キログラムボンベに換算した本数と、単位を「本番台」とすること。

※ 例状の放射性廃棄物を蒸発過濾及び固化して処理している場合、固化剤の廃液については除くこと。

(4) 固面状の放射性廃棄物は、300リットルドラム缶の本数で記載すること。

※ 300リットルドラム缶に入っていないものに就ては、300リットルドラム缶に積入する場合、併せて「300リットルドラム缶に積入しない場合」の欄に記入すること。

（4）各部に換算した車輌数を、車両記述欄に「車両数」欄に記入すること。
 例：ドライバーに換算できないものに際しては、他の単位を用いて記載すること。
 例：「機械と構造」欄は、機械部の第1台の車両数を上級別とし、其の車両数で計算

(1) 「強制的吸収」は、強制給与等による強制より算出した薬物の吸収量を記載すること。
 (2) 喰止措置に伴つて発生する液体状及び固体状の放射性廃棄物について

は、感音器（内臓）で記載すること。併せて、移体後一時保管されている解体被安物のうち「放射性物質でない薬物」であると加工事務者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」とし

て原子力規制委員会による確認を受ける前の段階のものがある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性薬物でない薬物」に該当するもの及び「既存の薬物」にて表す際の

「施設物」とされてもやはり無機質の「施設物は物質として既に必要のないもの」は含まない。また、廃止措置計画により新たに液体状及び固体状の施設物は調査物の保管場所を設け管理している場合、施設物の名稱と

ともに保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。

(d) 「職員」とは、加工事業者に直接雇用される放射線業務従事者とすること。

※ 同一人が2以上の被負業者にまたがって作業する場合は、1人として算出すること。

④ 有効数字の取扱いは、「被験量」については小数点以下3桁目を四捨五入して小数点以下2桁とし、「平均被験量」については小数点以下2桁目を

四捨五入して小数点以下1桁とすること。「最大値」については、その評価値を記載すること。

別記様式第2の「別記範例事項」は、女子も含むものとすること。
 その他の
 ① 女子も含むものとする。別記範例事項がない項目等については、(一)と
 ② 別記する旨を記載すること。
 ③ 别記が不適した場合には、欄を空として記載すること。
 備考 この用語の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2 (第1-1条関係) (本別記のほかに、別記範例事項等の別記用紙
 は、別記用紙第2-1～別記用紙第2-4の4種類である。各用紙は別記用紙第2-1～別記
 用紙第2-4の4種類である。)

専門的知識と技能を有する者

年 月 日

署名

署名